

# 「日本郵政公社」設立に当たつての私ども意見

郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会

全 国 銀 行 協 会  
社団法人 全国地方銀行協会  
社団法人 信 託 協 会  
社団法人 第二地方銀行協会  
社団法人 全国信用金庫協会  
社団法人 全国信用組合中央協会  
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会  
全 国 漁 業 協 同 組 合 連 合 会  
農 林 中 央 金 庫  
全国共済農業協同組合連合会  
社団法人 生命保険協会

本日、郵便貯金事業・簡易保険事業は、郵便事業とともに三事業一体で、その運営主体を、国（郵政事業庁）から国営の「日本郵政公社」に移行した。

平成十三年十一月、私ども民間金融団体は、「郵政事業の公社化に対する私どもの意見」をとりまとめ、郵貯・簡保事業について、民間金融機関との間の公平・公正な競争条件の確保、「民業補完」等の目的の設置法への明記と預入限度額・加入限度額の引下げ、業務範囲の拡大の凍結、の三点を訴えてきた。しかしながら、公社化に際して、私どもの主張はほとんど考慮されず、国家保証や各種税負担の免除等の「官業ゆえの特典」が温存され、郵貯・簡保事業がこれまで抱えてきた国民負担や金融資本市場への悪影響といった問題点は解消されるとは言い難い状況にある。

このため、日本郵政公社の事業運営は、「官業ゆえの特典」を有したまま、「民間的な経営手法の活用」のみが強調されることにより、郵貯・簡保事業のさらなる肥大化を招きかねない。この場合、日本郵政公社と民間金融機関との競合関係が一層強まるとともに、これまで私どもが指摘してきた郵貯・簡保事業の抱える問題が、一段と深刻化する恐れがある。

したがって、私どもは、一日も早い郵貯・簡保事業の抜本的改革、すなわち、郵貯・簡保事業の廃止、もしくは民間金融機関との公平・公正な競争を確保したうえでの分割・民営化が不可欠であると考えます。私ども民間金融機関は、右の観点から、日本郵政公社の設立に当たって、左記の通り総意を表明する。

一 「官業としての特典」を有したまま日本郵政公社に移行された郵貯・簡保事業については、「民間でできるものは民間に委ねる」との基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえでの分割・民営化による抜本的な改革を早急に行うべきである。

一 公社形態である間は、国営事業の枠を超え、民間が担うべき事業領域への進出を企図することのないよう業務範囲の拡大を凍結するとともに、制度本来の目的に立ち返り、預入限度額および加入限度額を引き下げ、規模の縮小を図るべきである。

一 政府は、直ちに、公社後の抜本的な郵政事業改革に向けた具体的な改革工程表を策定し、抜本的改革に関する基本方針の策定期（例えば今後一年以内）を定め、その基本方針策定のため民間人による第三者機関を設置するべきである。

以上

平成十五年四月一日

郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会